10　体育

平成30年度及び平成31年度の第１学年から第６学年までの体育の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第２章第９節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新小学校学習指導要領第２章第９節の規定によることができる。

11　特別の教科　道徳

平成30年度及び平成31年度の第１学年から第６学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第３章の規定にかかわらず，新小学校学習指導要領第３章の規定によるものとする。

12　外国語活動

(1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第20号）（12(2)において「改正省令」という。）附則第２項及び第３項の規定による平成30年度及び平成31年度の第３学年及び第４学年の外国語活動の指導に当たっては，新小学校学習指導要領第４章の規定の全部又は一部によるものとし，新小学校学習指導要領第４章第２の２〔第３学年及び第４学年〕〔知識及び技能〕(1)イ(ｱ)及び２〔第３学年及び第４学年〕(3)①に規定する事項は必ず指導するものとする。

(2) 改正省令附則第２項及び第３項の規定による平成30年度及び平成31年度の第５学年及び第６学年の外国語活動の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第４章に規定する事項に，新小学校学習指導要領第２章第10節第２の全部又は一部を加えて指導するものとし，新小学校学習指導要領第２章第10節第２の英語２〔第５学年及び第６学年〕のうち，〔知識及び技能〕(1)ア，イ(ｱ)，エ(ｱ)e及びf，エ(ｲ)並びに(3)①イ及びオに規定する事項は必ず指導するものとする。

13　総合的な学習の時間

平成30年度及び平成31年度の第３学年から第６学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第５章の規定にかかわらず，新小学校学習指導要領第５章の規定（第３の２(9)の後段の部分を除く。）によるものとする。

14　特別活動

平成30年度及び平成31年度の第１学年から第６学年までの特別活動の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第６章の規定にかかわらず，新小学校学習指導要領第６章の規定によるものとする。

**○文部科学省告示第九十四号**

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十四条の規定に基づき、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）の特例を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。なお、平成二十七年文部科学省告示第六十四号（平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年七月七日

文部科学大臣　松野　博一

中学校学習指導要領の特例を定める件

は、平成三十年三月三十一日までの間における